

群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門館長選考内規

平成18.4.1 制定

改正 平成19.4.1 平成23.4.1

平成23.11.1 平成25.4.1

平成26.4.1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門規程第6条第4項の規定に基づき、医学図書館長及び理工学図書館長（以下「館長」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 館長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 館長の任期が満了するとき。
- (2) 館長が辞任を申し出たとき。
- (3) 館長が欠員となったとき。

2 館長の選考は、前項第1号の場合は、任期満了の1月前までに、同項第2号又は第3号の場合は、その事実が生じたときに速やかに行う。

(医学図書館長)

第3条 医学図書館長は、医学系研究科、保健学研究科又は生体調節研究所（以下「学部等」という。）の主担当を命ぜられた教授とする。

2 医学図書館長の選考は、群馬大学総合情報メディアセンター長（以下「センター長」という。）及び学部等の長との協議によるものとする。

(理工学図書館長)

第4条 理工学図書館長は、理工学府の主担当を命ぜられた教授とする。

2 理工学図書館長の選考は、センター長及び理工学府長との協議によるものとする。

(館長の任期)

第5条 館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の館長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、館長の任期は、当該館長の選考を行ったセンター長の任期の終期を超えることはできない。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会の議を経て、センター長が行う。

附 則

1 この内規は、平成18年4月1日から施行する。

2 この内規の施行の際、現に存在する分館長は、この内規により選考された分館長とみなし、その任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

- 3 群馬大学総合情報メディアセンター図書館医学分館長選考内規（平成17年4月1日制定）及び群馬大学総合情報メディアセンター図書館工学部分館長選考内規（平成17年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行後の最初の医学図書館長及び理工学図書館長は、施行日の前日において、医学分館長及び工学分館長である者とし、その任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。